

総第67号 安八町移住プロモーション動画等作成業務委託 企画提案実施要領

1 件名

総第67号 安八町移住プロモーション動画等作成業務委託

2 業務の目的

この要領は、当町が実施する安八町移住プロモーション動画等作成業務委託に係る企画提案の受付に関し必要な事項を定めるものとする。

3 業務内容

4 業務期間

契約日より令和8年3月31日（火）

5 見積限度額

見積限度額は、7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 実施形式

公募型プロポーザル

7 参加資格

安八町競争入札参加資格審査を受け、安八町競争入札参加資格者名簿に登録された業者であること。（契約までに資格審査を終えた者も参加可能とする。）

8 候補者決定方法

見積書、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価基準書に従い採点する。

9 スケジュール

(1)公表	令和7年12月19日(金)
(2)質問受付期間	令和7年12月19日(金) 令和8年1月5日(月)
(3)質問回答期間	令和8年1月9日(金)
(4)見積書企画提案書等提出期限	令和8年1月9日(金) 令和8年1月14日(水)
(5)プレゼンテーション	令和8年1月19日(月)
(6)審査結果通知・公表	令和8年1月23日(金)

10 質疑

本調達に関する質問は、次により専用のフォームにて受け付ける。（専用のフォームについては別途提示）提出された質問への回答は質問回答期間までに、町ホームページ（またはフォーム内）にて公表する。

- ・提出様式 質問書（様式1）

11 企画提案作成方法、提出要領

(1)提出書類等及び部数

- ・企画提案書（任意様式） 15部（PDFデータも提出すること。）
- ・過去5年間に制作した映像作品 2件以上
プロモーション動画、自治体映像、PR動画等、実績がない場合はサンプル動画を提出すること。
- ・見積書（様式2） 1部

(2)提出場所

安八町役場総務課

(3)提出方法

郵送又は持参(郵送の場合は、提出期限必着のこと。)

(4) 提案費用

企画提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 企画提案書作成方法

ア 件名「安八町移住プロモーション動画等作成業務委託 企画提案」

イ 様式は任意とするが、用紙のサイズはA4とし、枚数は20ページ以内とする。

企画提案書の表紙及び目次並びに見積書(様式2)はページ数に含めない。

(6) その他

企画提案書及び見積書の提出をもって参加表明とする。

12 企画提案の審査要領

(1) 評価点の構成

技術点(80点) + 價格点(20点) = 評価点(100点)

(2) 採点方法

提出された企画提案及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も評価点の高い者を第1優先交渉権者とする。この場合において、最も評価点の高い者が2以上あるときは、価格点が高い者を上位とし、当該2以上の者がいずれも同点である場合は、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については、別途連絡するものとし、くじ引きに参加しない者は、本調達を辞退したものとみなす。

ア 技術点(85点満点)

企画提案書とプレゼンテーションにより評価基準に従い採点する。

※仕様書記載項目を満たしていないものがあった場合は失格となる。

【評価基準】

企画力・独創性	25点
---------	-----

映像表現力	30点
-------	-----

技術力・安全管理	10点
----------	-----

実施体制	10点
------	-----

実績・信頼性	10点
--------	-----

イ 價格点(15点満点)

(最低価格 ÷ 見積価格) × 15点

※最低価格とは、最低額の見積価格をいう。

※見積価格が見積限度額を超えた場合は、失格となる。

※価格点に係る計算において、その計算結果に1に満たない端数が生じたときは、その数を切り捨てる。

【プレゼンテーション実施方法】

映像表現力を審査するため、提出された動画を視聴できるようにすること。

参加企業、日時、場所は別途連絡する。

提案時間は20分以内とし、終了後に質疑時間を設ける。

参加できる人数は、4人以内とする。

ディスプレイ、ケーブルは安八町にて準備する。

構成は、仕様書を基に具体的な内容や実施方法を順序立て説明すること。

仕様書は最低限度の指定であり、本町にとって最適であると見込まれる自由な提案を妨げるものではない。

13 審査結果の通知及び公表

令和8年1月30日(金)午後5時までホームページに公開する。なお、審査の内容に関する問い合わせには応じない。

14 失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合
- (2) 見積価格が見積限度額を超えている場合
- (3) 必須の項目において要件を満たしていないものがあった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (6) 公平な審査を害する行為があった場合
- (7) 暴力団員等(安八町暴力団排除条例(平成24年安八町条例第1号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)と認められたとき。
- (8) 岐阜県暴力団排除条例(平成22年岐阜県条例第54号)第15条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (9) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたときを含む。)

15 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 安八町情報公開条例(令和17年安八町条例第1号)に基づく公開請求があった場合、本調達に関する全ての文書が原則として公開の対象となるが、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報は、非公開であるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては、認めない。

16 担当部署・問合せ先

安八町役場総務課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取161番地

電話 0584-64-7100

E-mail:sousei@town.anpachi.lg.jp